

令和7年度津田の松原琴林公園マルシェ企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度津田の松原琴林公園マルシェ企画運営業務委託

2 業務委託の概要

(1) 目的

津田の松原琴林公園については、令和6年度に琴林公園活性化事業として公園内の施設整備等を実施したが、施設整備後の地域のにぎわいづくりに取り組むため、整備した施設等を活用したマルシェを開催する。

(2) イベント会場

津田の松原琴林公園

(3) イベント開催日

履行期間を通して最低1回以上実施することとし、1回当たりの開催は連続する休日2日間以上とする。

具体的な開催時期、開催時間は提案によることとし、提案に当たっては、開催時期、開催時間に関する考え方も併せて記載すること。

なお、現在のところ、8月2日、23日、24日、10月5日、12月下旬に地域のイベント、行事が行われる見込みである。また、8月1日～31日は瀬戸内国際芸術祭の会場となっているため、提案に当たってはこれらの日程を含めないこと。

(4) 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和8年3月30日（月）までとする。

3 業務内容

業務の目的を踏まえたイベントの開催・実施に必要な全ての業務を含むものとする。

(1) マルシェ企画運営業務

(ア) マルシェの実施

地元や県内各地からの食品を取扱う物販事業者を1日あたり15店舗程度確保し、イベントを実施する。

なお、出店者については、次のいずれかの内容を満たすものとする。

- ・ 地元（さぬき市）食品（加工食品含む）を扱う事業者
- ・ 県内食品（加工食品含む）を扱う事業者
- ・ 県外の事業者は、集客力のある事業者

(イ) 出店者負担金について

各出店者に対しては、出店者負担金として1ブース（3坪）当たり2千円を県が徴収するため、出店者負担金の周知及び速やかな納入を促すこと。

(ウ) 来場者を楽しませる企画の実施

マルシェの開催に併せて来場者を楽しませる企画を実施すること。なお、少なく

とも1日は現在、整備しているパークレット（令和7年6月末完成予定）を活用したものを実施することとし、具体的な内容については提案すること。

（エ）プロモーション活動

以下のとおりポスター及びチラシをデザインして作成すること。

また、その他、集客のための効果的なプロモーション活動について提案すること。

ア ポスター

- ① 規 格：A2版・縦・4色刷り片面カラー
- ② 作成数：50枚／回
- ③ 納 期：原則として開催日の1ヶ月前（電子データ及び印刷物）
- ④ データ：電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF（印刷用高解像度）形式にて納品すること。

イ チラシ

- ① 規 格：仕上がりサイズA4版・縦・4色刷り両面カラー
- ② 作成数：1,000枚／回
- ③ 納 期：原則として開催日の1ヶ月前（電子データ及び印刷物）
- ④ データ：電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF（印刷用高解像度）形式にて納品すること。

（オ）その他

出店者・出演者用の駐車場については、公園内駐車場（道の駅「津田の松原」前の駐車場のほか、公園区域内の空きスペースで近隣住宅に影響がない範囲）を利用できるものとする。

また、日程によっては臨時駐車場として、さぬき市公民館駐車場及びさぬき市立津田小学校グラウンドを活用できる可能性がある。

（2）マルシェ開催に係る会場設営・撤去等業務

県やさぬき市と必要な協議を行い、来場者の動線、景観、安全等に配慮し、適切な措置を講じて会場設営し、イベント終了後は速やかに撤去すること。

（ア）会場内の装飾

事業の目的、イベント名称に基づき、会場内の装飾を企画し実施すること。

（イ）出店者テント等の設営

ア マルシェの飲食・物販テントは、3坪テントを基本とする。安全管理を目的としたウエイトを設置し、必要に応じ、三方幕等を設置すること。また、別途レンタル備品の希望があった場合は、出店者負担とし、手配等に協力すること。

イ 出店者に対しては、必要に応じて出店に伴う説明会等を実施するとともに、出店マニュアルを作成すること。

(ウ) 来場者飲食・休憩用のテント等の設営

ア テント・机・椅子等を設置すること。来場者を勘案する中で必要な数を設置すること。また、会場に総合案内用等に使用するテントを設置すること。

イ その他、必要な設備があれば設置すること。

ウ 看板等の設営

- ・ 来場者に対して会場の動線やレイアウトのわかる看板の設置を行うこと。
- ・ 運営上の立ち入り制限区域などを示す簡易サイン等を設置すること。

(エ) 会場内の清掃美化

会場内に、市内の収集方法に準じ、可燃・資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）に分けたゴミ箱を設置すること。また、受託者により定期的な巡回を行い美化に努めること。

なお、イベント終了後における集積したごみの収集手配は委託者において行う。

(オ) 会場レイアウトの作成

会場のレイアウトを作成すること。

(3) 出店団体への連絡調整業務

(ア) 来場者への安全を図り、当該イベントでの注意事項等を記載した出店マニュアルを作成し、各出店者に周知を図ること。

(イ) 緊急の場合のみならず、各出店者との連携が図られるよう、連絡先一覧もしくは、メーリングリスト等を作成すること。

(ウ) その他、委託者と協議し、イベント運営に係る決定事項については、速やかに出店者に報告・連絡をし、イベント開催に支障がきたすことのないようにすること。

(4) 関係機関との事前調整及び届出業務

会場を使用する際に、さぬき市・香川県長尾土木事務所・環境省四国事務所・保健所・警察署・消防署等の関係機関との協議が必要な場合はこれを行い、申請・届出に必要な書類・資料等について作成すること。また、各種使用料等の経費が発生した場合は支払うこと。

なお、令和6年度に実施した「KINRINマルシェ」では、環境省高松自然保護管事務所、香川県東讃保健福祉保健所、さぬき警察署、大川広域西消防署などと調整を行い必要書類の提出を行ったほか、店舗出店場所がさぬき津田石清水神社敷地であったことから、さぬき津田石清水神社などとの調整を行った。

(5) イベント開催に伴う保険手配業務

事故、食中毒等の発生に備え賠償責任保険等に参加すること。

(6) 来場者計測業務

来場者を計測し報告すること。なお、実施に必要な器具・手法・人員は、受託事業者において手配を行うこと。

4 実績報告書作成業務

「3 業務内容」に関する資料、記録写真、報告書等をまとめ、紙及び電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式）で提出すること。

また、報告書には琴林公園における継続的なマルシェ開催に向けた課題やその解決方法を記述すること。

なお、具体的な課題把握の手法については、提案によることとする。

5 業務実施にあたっての留意事項

(1) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(2) 都市公園法、香川県都市公園条例等関係法令を遵守すること。

(3) 業務における成果品の所有権、著作権、利用権は、県に帰属すること。

(4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 災害等の不可抗力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任によらない事情により、イベントが中止となった場合は、双方で協議を行う。

(7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と受託者との間で協議を行うこと。

(8) その他参考資料として、令和6年度に実施した「KINRINマルシェ」のチラシ、ポスター、出店状況等に関する資料、パークレットに関する資料（設置場所、イメージパス、図面等）などを提供するため、提供を希望する場合は、以下のとおり電子メールにて連絡すること。なお、提供した資料については、本募集及び本業務以外には使用しないこと。

宛 先： kouryu@pref.kagawa.lg.jp

件 名： 令和7年度津田の松原琴林公園マルシェ企画運営業務 資料提供依頼